



国 監 告 第 7 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年9月25日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成24年9月4日(火)から平成24年9月12日(水)まで

(イ) 実施

平成24年9月20日(木)

イ. 対象部局

(ア) 健康福祉部しょうがいしゃ支援課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成24年度国立市一般会計（歳出）

(ア) 国立市障害者施策推進包括補助事業

（しょうがい者日中活動系サービス推進事業）補助金

（天成舎分、8月21日支払分）

予算科目 03.01.07.19(11)

支出額 6,567,000円

(イ) 国立市障害者施策推進包括補助事業

（しょうがい者日中活動系サービス推進事業）補助金

（ともに一分、8月27日支払分）

予算科目 03.01.07.19(11)

支出額 3,258,000円

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成24年9月4日(火)

イ. 資料提出期限 平成24年9月12日(水)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ．実 施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．補助金の算出は合理的な基準により行われているか。

イ．補助金の効果は確認されているか。

ウ．補助金の交付時期は妥当であるか。

エ．補助金の交付条件は適切に付され、条例どおり履行されているか。

オ．実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

カ．事業計画書どおりの精算が行われているか。

(6) 結 果

ア．概評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

イ．個別事項

(ア) 指摘事項 なし

(イ) 要望事項 なし

以上